

トランス田村デイサービスセンター
運営規定
指定地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援第一号事業

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑南会が設置する指定地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援第一号事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する地域密着型通所介護・介護予防・日常生活支援第一号事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画・介護予防通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3. 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6. 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護・介護予防通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

トランス田村デイサービスセンター（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

茨城県つくば市上横場 2290 番 9

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（併設地域密着型施設と兼務可能とする）
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員 1名（併設地域密着型施設と兼務可能とする）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
3. 看護職員 1名（併設地域密着型施設と兼務可能とする）※
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するためには必要な処置を行う。
※但し、状況に応じて隣接する協力医療機関と協定し必要な処置を行う
4. 介護職員 2名以上（専従）
介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
5. 機能訓練指導員 1名（兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。但し、1月1日から1月3日までの年始は除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
なお、サービス提供時間は午前9時30分から午後16時30分までとする。

（利用定員）

第 8 条 1日に指定地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援第一号事業サービスを提供する定員は18名とする。

（通所介護の内容）

第 9 条 指定地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援第一号事業の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ 通院の介助等その他必要な身体の介助
 - エ 養護（休養）
2. 健康状態の確認

3. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者的心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス等）を提供する。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操
- カ 趣味活動
- キ 個別機能訓練指導

4. 運動器機能向上サービス

介護予防通所介護利用者の運動器の機能向上を目的として、運動器機能向上計画に従い、運動器機能向上サービスを提供する。

5. 栄養改善マネジメントサービス

低栄養状態にある者又はその恐れがある者に対し、栄養ケア計画を作成し、それを基に栄養改善サービスを提供する。

6. 口腔機能向上サービス

口腔衛生上の問題を有する者、摂食・嚥下機能に問題を有する者などを対象に、口腔機能改善管理指導計画書を作成し、それに基づき口腔機能改善サービスを提供する。

7. 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

8. 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ① 入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- ② 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助

9. 食事サービス

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助

- ウ その他必要な食事の介助
- エ 調理

10. 相談助言に関すること

利用者及びその家族の日常における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ 住宅改修に関する情報提供
- エ 家族介護者教室の開催
- オ その他必要な相談、助言

(計画の作成等)

第10条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2. 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3. 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第11条 本事業所が提供する通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

但し、次に挙げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

ア 通所介護に通常要する時間を越える通所介護であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲において、通常の通所介護に係る居宅支援サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用実費

イ 食事費一回分（昼食）につき	530円
ウ 茶菓費	100円

エ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

実費

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3. 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込みまたは郵便振替により、指定期日

までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

つくば市

(サービス提供記録の記載)

第13条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

2. 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密をもらうことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第15条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業員等は、感染症等に関する知識習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第18条 通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第19条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には、避難などの指揮をとる。

(その他運営についての留意事項)

第20条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

ア 採用時研修採用後一ヶ月以内

イ 階層別研修隨時

2. 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族

から求められたときは、これを提示する。

3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
4. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第21条
1. 施設及び設備を利用する際には本来の使用用途にしたがって利用するものとする。
 2. 当事業所及び他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような場合は利用を中止又は解除することがある。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第22条
- (1) 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。
 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 2. 虐待防止のための指針を整備する。
 3. 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
 4. 必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。
 5. 苦情処理委員会を設置し苦情解決体制を整備する。
 6. 上記措置を適切に実施するよう責任者として生活相談員を置く。
 - (2) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに市町村に通報する。

(身体拘束適正化のための措置に関する事項)

- 第23条
- 身体拘束の適正化を図る為、以下の措置を講ずる。
1. 身体拘束を実施する場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 2. 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。
 3. 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
 4. 職員等に対し、身体拘束の適正化に関する研修を年2回以上実施する。
 5. 上記措置を適切に実施するよう責任者として生活相談員を置く。

(ハラスメント対策に関する事業者の責務)

- 第24条
- 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範

囲を超えるものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他)

第 25 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は筑南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この運営規程は 平成 26年 7月 1日より施行する。

この運営規程は 平成 29年 4月 1日より施行する。

この運営規程は 令和 5年 5月 1日より施行する。

この運営規程は 令和 5年 12月 1日より施行する。

トレランス田村 デイサービスセンター

地域密着型通所介護・第一号通所事業 重 要 事 項 説 明 書 (令和6年4月1日)

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な地域密着型通所介護・第一号通所事業を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 事業者の名称、所在地等

法人名 社会福祉法人 筑南会
事業所名 トレランス田村 デイサービスセンター
指定番号 つくば市指定第 0872002704 号
所在地 茨城県つくば市上横場2290-9
管理者氏名 田村 大輔
電話番号 029-893-3126
FAX番号 029-836-5518

(2) 職員の配置状況

<主な職員の配置状況> (令和6年6月1日現在)

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者		1名		
介護職員	3名	2名	1名	
生活相談員	1名	1名		
看護職員		1名		
機能訓練指導員		1名		

(3) 設備の概要

定員 18名

・食堂 ④ 機能訓練室 ④ 洗面所及び便所

・浴室

一般個人浴槽、チェア一浴槽の2種類を設けています。

・相談室、事務室等

※ 送迎車両

・車椅子対応ワゴン車 2台 ④ 普通車 2台

・電動チェア装着（助手席）ワゴン車 1台

(4) 営業時間

時間	8:30~17:30
定休日	土曜日・日曜日・年始（1月1日～3日）

(5) サービス提供の対象地域

つくば市 (その他の地域からのご希望の方についてはご相談下さい。)

3、サービスの内容

(1) 地域密着型通所介護計画または第一号通所事業計画の立案

利用者の日常生活全般の状況、利用者又は家族の意向、希望を踏まえ、地域密着型通所介護または第一号通所事業計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明をし同意を得ます。

(2) 送迎

送迎車により事業所と自宅との間を行います。複数の利用者の送迎を行うため、コースにより到着時間が変更になることがあります。

(3) 食事

食事は、本人の心身の状態、嗜好を考慮し提供します。

(4) 日常生活上の援助

居宅サービス計画、地域密着型通所介護又は第一号通所事業計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助、事業所内の移動の付添等

(5) 入浴

利用者の身体状況を踏まえ浴槽を選択し、見守りや直接介助により入浴をしていただきます。利用者の体調等により、清拭又は中止となる場合があります。

(6) 機能訓練

日常生活動作の維持及び向上を目的として機能訓練を実施します。機能訓練の実施にあたっては事前に日常生活の状況や課題を把握した上で機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が協働して機能訓練計画を作成し、その内容を利用者及び家族に説明して同意を得ます。また、定期的に実施状況や効果について評価をし、必要に応じて計画の変更を行います。

(7) レクリエーション

各事業所単位での日常のスポーツレクリエーション、カラオケ等の他、誕生会、ドライブなど年間行事を計画しています。また併設施設の行事等にも参加することができます。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。

(8) 運動器機能向上サービス

第一号通所事業利用者の運動器の機能向上を目的として、運動機能向上計画を作成し、サービスを提供します。

(9) 栄養改善マネジメントサービス

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、それとともに栄養改善マネジメントサービスを提供します。

(10) 口腔機能向上サービス

口腔衛生上の問題を有する利用者や、接触・嚥下機能に問題を有する利用者等に対し、口腔機能改善管理指導計画書を作成し、それとともに口腔機能改善がはかれるように管理指導を行います。

(11) 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、直接相談を受けたり、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(12) 健康状態の確認

通所後、血圧、体温等のバイタルチェックを行い当日の健康状態の確認をいたします。また、利用中に健康状態の変化がみられた時には、家族または連絡先、さらに必要に応じて担当介護支援専門員、主治医に連絡をし、対応について相談します。

(13) その他、自立への支援

- ・適切な整容（整髪、爪切り、髭剃り等）を援助します
- ・昼食後口腔ケアを行います。

4、利用料金

(1) 地域密着型通所介護介護報酬告示額

①地域密着型通所介護費基本料金（1回あたり）

1単位 10.45円

要介護区分	介護報酬告示利用料	備考
要介護1	753単位	
要介護2	890単位	
要介護3	1,032単位	
要介護4	1,172単位	
要介護5	1,312単位	

②地域密着型通所介護加算料金

加算項目	介護報酬告示利用料	備考
入浴加算（I）（1回あたり）	40単位	
入浴加算（II）（1回あたり）	55単位	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	40単位/月	

③その他加算

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.00%	基本料金及び加算料金の合計に対し

(2) 第一号通所事業介護報酬告示額

①第一号通所事業基本料金（月額）

1単位 10.45円

要支援区分	介護報酬告示利用料	備考
要支援1	1,798単位	
要支援2	3,621単位	

②第一号通所事業加算料金（月額）

加算項目	介護報酬告示利用料	備考
科学的介護推進体制加算Ⅱ	40単位	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	—	
要支援1	24単位	
要支援2	48単位	

③その他加算

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.00%	基本料金及び加算料金の合計に対し

(3) その他の費用

①食事費 1回分（昼食） 530円

②茶菓費 100円

③おむつ代 自己負担（自宅で使用しているものの持ち込みを勧めます。）

④レクリエーション費 実費について自己負担になることがあります。

⑥キャンセル料

キャンセル料の規程はありませんが、必ず前日の17：30まで連絡をしてください。

(4) 介護保険法改定による利用料の変更

介護保険法に定められた利用料は、介護保険法の改定に従い変更されます。その際も、介護保険に定められる基準の額とします。

(5) 支払い方法

ご利用の翌月10日前後に請求書をお渡しいたしますので、請求月の25日までにお支払い下さい。お支払い方法は、窓口支払い、指定口座への振り込み（常陽銀行 谷田部支店 普通預金 1685005）、金融機関口座からの自動引き落としのいずれかとなります。

5、利用要件

(1) 地域密着型通所介護の利用者

- ①要介護認定者のうち、利用開始日において利用者がつくば市に住民登録後1年を経過している者。
- ②要介護認定者のうち、利用者の2親等以内の親族がつくば市に住民登録後1年を経過しており、かつ、利用者の住所を当該親族の住所に移している者。

(2) 第一号通所事業の利用者

- ・要支援認定を受けている者。

6、サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にお知らせください。
- (2) 利用者は、事業所内の機器を利用する際、必ず職員に声をかけてください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

7、サービス利用中の中止及び緊急時の対応

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ①利用者が中途止を希望した場合
- ②健康チェックの結果、体調不良であったり、その後の悪化の予測がされる場合
- ③利用中に利用者の病状等が急変した場合
- ④他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

8、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への説明をおこない同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9、サービス提供における事業者の義務

- (1) 事業者は、感染症及び災害、その他緊急の事態が発生した場合にあっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画書の作成、研修の実施、定期的な訓練（シミュレーション）を行っていきます。万が一、感染症及び災害、その他の緊急事態が発生した場合には適切な措置を講じます。
- (2) 事業所は、虐待の発生及び再発防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を行っていきます。

- (3) サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡し対応方法について確認し、速やかに主治医や協力機関への連絡等必要な措置を講じます。

10、第三者評価に関する事項

第三者評価の実施の有無 未実施

11、サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所内の相談・苦情受付について

①担当者 トランス田村 デイサービスセンター 田村 大輔（管理者）
加藤 拓也（生活相談員）

②受付時間 月～金曜日 8時30分～17時30分（祝日を含む）

③利用方法 直接窓口に申し出ていただくか、又は電話等でも受け付けます。ただし、担当者不在の場合は、代理の職員が対応させていただくことがあります。

電話番号 029-893-3126

FAX 番号 029-836-5518

(2) 公的機関の相談・苦情受付窓口

①つくば市保健福祉部高齢福祉課

所在地 茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1 つくば市役所

電話番号 029-883-1111（代表）

受付時間 8時30分～17時15分（月～金）

②茨城県国民健康保険団体連合会

所在地 茨城県水戸市笠原町978-26

電話番号 029-301-1565

受付時間 9時00分～16時30分（月～金）

12、協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。ただし、利用者が在宅で日常的に健康療養管理を依頼している主治医等が対応可能な場合には、主治医が優先され、受診にはご家族等の協力をお願いしています。

(1) 協力医療機関

名称	田村医院	城西病院
所在地	つくば市上横場2290-6	結城市結城10745-24
診療科	内科	総合
名称	筑波記念病院	
所在地	つくば市要1187-299	
診療科	総合	

(2) 協力歯科医療機関

名称	大木歯科医院
所在地	つくば市谷田部2880

1.3、社会福祉法人筑南会の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 筑南会
(2) 代表者 理事長 田村 洋子
(3) 本部所在地 つくば市学園の森3丁目29番地2
(4) 電話番号 029-856-4477
(5) 定款の目的に定めた事業

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ①特別養護老人ホーム新つくばホーム | (介護老人福祉施設) |
| ②特別養護老人ホーム新つくばホーム | (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) |
| ③新つくばホームデイサービスセンター | (通所介護・第一号通所事業) |
| ④新つくばホームデイサービスセンター新館 | (通所介護・第一号通所事業) |
| ⑤特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 | (介護老人福祉施設) |
| ⑥特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 | (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) |
| ⑦新つくばホーム指定居宅介護支援事業所 | (居宅介護支援) |
| ⑧ケアサポート田村 | (小規模多機能型居宅介護) |
| ⑨地域密着型特別養護老人ホームトランス田村 | (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護) |
| ⑩トランス田村ショートステイ | (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) |
| ⑪トランス田村デイサービスセンター | (地域密着型通所介護・第一号通所事業) |
| ⑫つくば市在宅介護支援センター | (委託業務) |
| ⑬谷田部西地域包括支援センター | (委託業務) |

【利用時に考えられるリスクについて】

当事業所では利用中の安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や疾患により下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

(ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします)

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります。
- 当事業所では原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の恐れがあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも安易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患によって急変や急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

令和　　年　　月　　日

指定地域密着型通所介護・第一号通所事業の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

<事業者>

所在地 茨城県つくば市上横場 2290-9
名称 トランク田村 デイサービスセンター

管理者名 田村 大輔

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定地域密着型通所介護サービス又は、第一号通所事業について重要事項説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

<利用者>

住所

氏名

<利用者代理人>

住所

氏名